

○ 経済産業省  
環境省 告示第五号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第二条第六項の規定に基づき、次に掲げる化学物質を第三種監視化学物質として指定したので、同条第十項の規定に基づき、その名称を公示する。

平成二十二年四月一日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 赤松 広隆

環境大臣 小沢 鋭仁

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第6項の規定に基づき、第三種監視化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
267	オクタン	(2) - 8
268	ドデカー1-エン	(2) - 27
269	1-クロロオクタン	(2) - 66 (2) - 68

2 7 0	<i>N, N</i> -ジメチルオクタデシルアミン	(2) - 1 7 6
		(2) - 1 8 5
2 7 1	<i>tert</i> -ドデカンチオール	(2) - 4 6 4
2 7 2	メチル=ドデカノアート	(2) - 7 9 8
2 7 3	<i>N, N</i> -ビス(2-ヒドロキシエチル)オレアミド	(2) - 8 1 4
		(2) - 8 2 7
		(2) - 2 5 0 3
2 7 4	アクリル酸 <i>n</i> -ブチル	(2) - 9 8 9
2 7 5	<i>N, N</i> -ジシクロヘキシルアミン	(3) - 2 2 5 9
		(3) - 2 6 8 6
2 7 6	りん酸トリトリル	(3) - 2 5 2 2
		(3) - 2 6 1 3
		(3) - 3 3 6 3
2 7 7	ビス(2, 2, 6, 6-テトラメチル-4-ピペリジル)セバケート	(5) - 3 7 3 2